

メンバーズローン規約

第1条 (契約の成立)

メンバーズローン契約(以下「本契約」という)は、本規約を承認のうえ申込みをされたお客様のうち、株式会社クレディセゾン(以下「乙」という)が所定の手続きにより承認したお客様(以下「甲」という)に、融資(以下「本件融資」という)を実行することをもって成立するものとします。なお、乙は、申込時に甲が指定した融資希望額、希望返済額等を変更して融資を承認する場合があります。

第2条 (融資の実行)

本件融資の実行は、乙の指定日に、甲が指定した甲名義の金融機関口座に振込む方法により行います。

第3条 (融資金等の返済)

(1)甲は、本件融資にかかる融資金及び利息(以下、あわせて「融資金等」という)につき、融資実行の日が属する月の翌々月から、毎月4日(金融機関休業日に該当する場合は翌営業日、以下「支払日」という)に、甲が指定した金融機関口座(以下「支払口座」という)から、自動振替の方法で支払うものとします。

(2)返済方法は、元利均等返済方式(均等払い又はボーナス併用払い)とし、月々の返済金額(以下「返済金」という)は、甲の希望返済額に基づき乙が決定のうえ書面でお知らせします。

(3)甲は、乙所定の方法により、翌支払日の返済金を任意に増額又は支払日前にご返済できるものとします。

第4条 (利息及び遅延損害金)

(1)融資利率は別途書面でお知らせします。初回利息については、融資実行の日の翌日から翌々月4日までの日数に応じた金額を、また第2回目以降の利息については前回の支払日が属する月の5日から翌月4日までの日数に応じた金額を支払うものとします。なお、融資の当日にお支払いされた場合でも、一日分の利息をいただきます。

(2)甲が返済金のお支払いを遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、支払日の翌日から完済に至るまで、また第6条(期限の利益喪失)に該当した場合は、残債務(融資金)の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率(ただし、年20.0%を上限とします)で計算された額の遅延損害金を支払うものとします。

(3)融資利率及び遅延損害金の実質年率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、乙の判断により変更できるものとします。

(4)利息及び遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算を行います。

(5)融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合、超える部分について甲に支払い義務はありません。

第5条 (費用の負担)

甲の都合により第3条(融資金等の返済)以外の支払方法において発生した入金費用、訪問集金費用、乙が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用、又は公租公課は、甲が負担するものとします。なお、本条に基づき乙が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

第6条 (期限の利益の喪失)

(1)甲が、次の各号の一つにでも該当した場合は、乙から通知催告がなくとも乙に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える範囲においてのみ効力を有するものとします。

- ①返済金の支払を1回でも遅滞したとき。
- ②差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分等公権力の処分を受けたとき。
- ③甲又は甲の経営する会社が破産、民事再生、会社更生、特別清算又は特定調停の手続きを申立てられ、もしくはこれらの申し立てをしたとき。
- ④自ら振出し又は引受けた手形、小切手が1回でも不渡りとなったとき。
- ⑤申込書上の申告内容もしくはその他の乙へのお申込み、申告、届出などに虚偽があったことが判明したとき。

(2)甲が、次の各号の一つにでも該当した場合は、乙からの請求により、乙に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

- ①(1)①を除き、本規約の一つにでも違反したとき。
- ②甲が乙との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。
- ③その他資産、信用状態が悪化し、乙が債権保全のため必要と認めたととき。
- ④甲が、第10条(その他承諾事項)(2)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条(3)に掲げる行為の一つでも行ったとき、又は、乙が、同条(2)もしくは第11条(マネー・ローンダリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、甲から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第7条 (充当順序)

お支払いいただく金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、乙は、特に通知をせずに乙が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに乙が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。

第8条 (紛議の解決)

甲は、乙以外の方から受けたサービス、その他これに付随する事項の紛議については、第三者との間で解決することとし、これを理由に乙からの返済金の請求を拒むことはできません。

第9条 (届出事項の変更)

(1)甲は、住所、氏名、電話、勤務先、支払口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき乙に届け出た事項等のお届け事項に変更があった場合、速やかに乙に届出るものとします。

(2)乙が甲から届け出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着の場合でも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。

(3)乙は、甲と乙との各種取引において、甲が乙に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により乙が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容が

ある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

第10条(その他承諾事項)

(1)甲は、以下の事項を予め承諾します。

①乙が本契約に基づく甲に対する債権を、必要に応じ取引金融機関又はその関連会社に譲り渡すこと、並びに乙が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること。

②乙が甲に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

③与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、甲の住民票の写し等の公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得又はご提出いただくことがあること。

④与信及び与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合に、甲の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。

(2)甲は、甲が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、乙は、甲が次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、当該事項に関する報告を求めることができ、乙がその報告を求めた場合、甲は乙に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をして

いると認められる関係を有すること。

③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3)甲は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行って

はならないものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(4)甲は、自らまたは第三者を利用して、乙または乙委託先の従業員等(派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。)に対し、次の各号に掲げる行為がその他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、乙HP「お客様対応方針」にも記載しています。

①暴力、威嚇、脅迫、強要等

②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他他人格を攻撃する言動

③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と乙が認めた要求等

(5)乙が甲について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるかと判断した場合には、乙は、所定の追加確認を行うことができます。

第11条(マネー・ロンダリング等の禁止)

(1)甲は、マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、これらを総称して「マネー・ロンダリング等」という)の目的で、本件融資を利用してはいけ

ないものとします。
(2)乙は、マネー・ロンダリング等防止の目的で、乙への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、乙がそれらを求めた場合、甲は合理的な期間内にご対応いただくものとします。

第12条(裁判管轄)

甲と乙との間で万一訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、甲の住所地、及び乙の本社、支店もしくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第13条(規約の改定)

乙は次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を乙のホームページ(<https://www.saisoncard.co.jp/>)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、乙は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ乙のホームページへの掲載等を行うものとします。

①変更の内容が甲の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

株式会社クレディセゾン

〒170-6073 東京都豊島区東池袋3-1-1

貸金業者登録番号 関東財務局長(14)第00085号

クレディセゾン コンタクトセンター 0120-210-090

◆乙が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

TEL : 0570-051-051

貸付条件

●ご融資額:10~300万円 ●ご融資利率:実質年率8.0%~15.0%

●ご返済回数・期間:6回~96回・6ヵ月~96ヵ月

●ご返済方法:元利均等返済方式 ●遅延損害金:年率11.68%~20.00%

●担保・保証人:不要